



# NO. 10 | 子育て支援の充実

## 現状と課題

国は、少子化対策の一環として平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。

本市では、同法に基づき平成 17 年に「西宮市次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て支援施策の充実に取り組んできました。

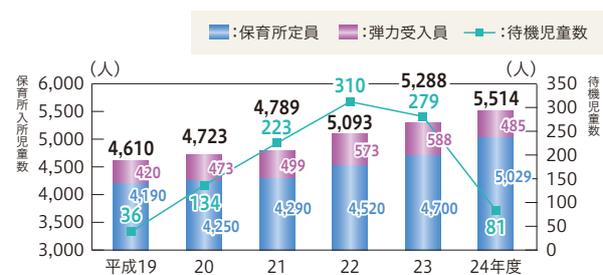
さらに、平成 24 年には質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援を目指した「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

- 本市では、「子どもが輝くまち・人にやさしいまち 西宮へ ～子育てするなら西宮～」を基本理念に、地域における子育て支援や保育サービスの充実をはじめ、子どもの教育環境の充実などについて、計画に基づいた施策の推進を図るとともに、進捗状況について検証しています。
- 本市の 18 歳未満の子どもの数は、平成 18 年をピークに減少し、その後、横ばいの状況が続きますが、就学前の子どもは平成 18 年度以降、減少傾向にあります。  
しかしながら、保育需要率は年々増加傾向にあり、新たな保育所や分園、保育ルーム等の整備が必要となっています。
- 増加傾向にある保育需要に対応するため、保育所の新設や分園の設置といった取組みを引き続き進めていく必要がありますが、認定こども園法の改正により、幼保一体化施設として創設される新たな幼保連携型認定こども園の整備についても、検討を進める必要があります。  
また、就学後の児童を対象とした留守家庭児童育成センターについても、利用児童数の増加に対応するため、施設の増設に取り組んでいます。
- 核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化により、孤立した環境で子育てをする家庭が増えています。身近に相談できる相手がおらず、子育てに悩み、不適切な養育に陥る場合もあります。こうした背景が児童虐待の相談件数増加の一因であることから、地域での子育て支援が求められています。

■ 0～17歳人口と出生数の推移



■ 保育所入所児童数と待機児童数の推移 (4月1日現在)



■ 虐待相談の年度別推移



## 基本方針

「西宮市次世代育成支援行動計画」に基づき、行政をはじめ家庭や地域・学校・企業などが一体となって、安心して子どもを生み、健やかに育てる総合的な子育て環境の充実に取り組んでいきます。

## 主要な施策展開

平成27年からは子ども・子育て関連3法施行に伴い策定する「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進に取り組みます。

### (1) 子育て環境の充実

近年の核家族化や地域コミュニティの希薄化の中での孤独な子育てで、育児の負担感や育児不安に悩む家庭が増えてきています。このような社会的背景から、地域全体で子育てを支える取組みとして、健やか赤ちゃん訪問事業や地域子育て支援拠点事業など地域と連携した取組みに努めます。

さらに、多様な働き方や生き方を実現するため、育児休業制度の普及・啓発やワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むなど、子育てと仕事の両立ができる環境づくりを推進します。

### (2) すべての家庭に対応した自立支援

子育て家庭においては、社会的・経済的に様々な支援が必要であり、子育てに携わるすべての家庭を対象とした自立支援制度の普及・促進に努めます。ひとり親家庭や発達に課題がある子どもを持つ家庭、障害のある子どもを持つ家庭、DV被害者などが安心して子育てできるよう、相談体制・生活支援の充実や施設的环境改善に取り組めます。

### (3) 地域における子育て支援の充実

親子(特に0～2歳児)が、いつでも自由に集い、交流や相談、情報提供などの支援が受けられる「地域子育て支援拠点事業」や親の身体的・精神的な負担軽減のための「一時預かり事業」など子育て支援事業の充実に取り組みます。さらに、地域が主体となって行っている子育て支援活動との連携や親自身が相互に協力し合いながら取り組んでいるサークルへの支援及び児童館的機能の全市展開など、地域での子育て支援の場を充実させていくとともに、老朽施設の建替えや耐震補強など環境整備に努めます。

### (4) 保育サービスの充実

保育所待機児童の解消を図るとともに、多様化する保護者のニーズに対応するため、延長保育や一時預かり、休日保育など保育サービスの充実を図り、保育士の確保と資質向上に努めます。さらに、保育所の耐震化や改修等の整備を行い、保育環境の改善に努めます。また、留守家庭児童育成センターについては、待機児童対策や障害児童の受け入れ及び施設の老朽化に伴う環境整備に取り組めます。

## 市民一人ひとりの活動

- 子育てに対する理解を深め、適切な協力や支援を行う。
- 地域での子どもの見守りや、子育てボランティアなどに参加する。

### まちづくり指標

#### 指標の考え方

待機児童の解消を目標に認可保育所の定員数を重点指標とします。また、地域の子育て家庭が気軽に集え、専門のスタッフが子育てについての悩みや相談に応じる子育てひろばの利用者数と育児不安や孤立感を和らげ、虐待など不適切な養育を未然に防止・改善する健やか赤ちゃん訪問事業の面談率を指標に設定し、子育て支援の取組みを進めます。

重点	指標名	単位	当初値(H19)	現状値(H24)	目標値(H30)	指標方向
◎	認可保育所の定員数	人	4,190	5,029	<b>5,934</b>	↑
	H30目標値の設定理由	式	-			
	H30の就学前児童数推計×保育需要率推計(就学前児童のうち保育所を希望する児童の割合)を目標に設定					
○	地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)利用者数	人	53,069	165,530	<b>194,000</b>	↑
	H30目標値の設定理由	式	-			
	中学校区に1ヶ所を目安に設置をめざし、近年の状況を踏まえて設定					
	健やか赤ちゃん訪問事業面談率	%	5.0	89.0	<b>100.0</b>	↑
	H30目標値の設定理由	式	面談済み件数/訪問対象者数			
	対象全員の実施を目標に設定					

### 主な部門別計画

■ 西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)【こども支援局:平成22年4月～平成27年3月】



# 家庭教育の支援と 青少年の健全育成

## 現状と課題

核家族化や共働き世帯の増加、人間関係の希薄化といった社会情勢の変化の中、子どもたちが健やかに成長するためには、家庭教育力向上や地域全体での見守りが非常に重要です。

- 家庭教育の支援として、家庭教育出張講座を行っています。
- 子どもの居場所づくりに関する取組みについて、関連する部局が連携・協議しながら進める必要があります。
- 放課後子ども教室事業の拡充と教育連携事業の推進を図り、相互の連携を進める必要があります。
- 年齢層の異なる子どもたちの交流や家族のふれあいを目的に、野外活動事業の取組みや子どもたちに体験学習や仲間づくりの場を提供する宮水ジュニア事業を行っています。
- 青少年補導委員が、毎月4回程度、公園や大型店舗を中心に補導活動を行い、あいさつや声かけを行っています。
- インターネットによるいじめや迷惑メールなどの問題が増加しており、保護者や関係諸団体に対する研修会を開催するとともに、トラブル防止への啓発活動を行っています。

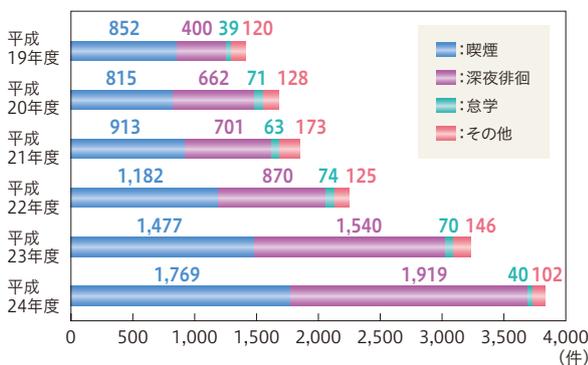
### 家庭教育出張講座



### 野外活動指導者養成講座



### 警察による不良行為補導状況



### 青少年補導委員の活動実績



## 基本方針

子どもたちが心豊かで健やかに育つことができるよう、家庭・地域・学校園・行政の連携を強化するとともに、社会参加・体験活動への支援・環境整備を推進していきます。

## 主要な施策展開

### (1) 家庭教育力の向上

子どもの教育に第一義的な責任を持つ保護者に対し、啓発活動や子どもの発達段階に応じた学習機会の提供などを行います。また、学校、家庭、地域のあらゆる連携事業をととして、多くの人々に家庭教育の重要性の啓発に努めます。

### (2) 体験活動の推進

子どもたちの社会性や自主性を育むため、野外活動事業の展開や文化事業活動への支援など、子どもの居場所づくり、参加体験型の活動機会の充実に努めます。また、子どもたちと地域の人たちとのふれあいや、異年齢・異世代間交流の機会の充実に努めます。

### (3) 野外活動指導者の育成

子どもたちが人間性豊かに育つことを願って実施する野外活動事業のリーダーとなる野外活動指導者の育成に努めます。また、さまざまな状況に対応できる野外活動指導者の育成を目指し、講義や実技研修会を行います。

### (4) 青少年関係団体活動への支援

青少年の健全育成を推進するため、青少年愛護協議会や子ども会協議会など、青少年関係団体の活動を支援します。

### (5) 青少年健全育成体制の充実

地域に根ざした青少年補導委員の活動を目指し、子どもたちの近くに「安心できる大人」がいることが実感できるよう、地域でのあたたかい声かけの取組みを推進していきます。  
また、家庭、青少年補導委員、地域団体の協力を得て、補導活動、環境浄化活動を進めます。

## 市民一人ひとりの活動

- 子どもの発するサインを見落とさないよう、日常の声かけや積極的なサポートに取り組む。

### まちづくり指標

#### 指標の考え方

家庭教育の支援と青少年の健全育成を実現するため、市民啓発活動である学習会や体験活動、巡回活動を重点指標に設定します。

また、学校、家庭、地域、行政が連携した取組みにより、子どもの豊かな心を育む環境の向上を目指すとともに、新たな施策の展開を踏まえ青少年補導委員による子どもに対する声かけ率と野外活動指導者養成講座の実施回数を新たな指標に設定します。

重点	指標名	単位	当初値(H19)	現状値(H24)	目標値(H30)	指標方向
◎	家庭教育出張講座参加者満足度	%	97.9	97.5	100.0	↗
		式	アンケート(とてもよい+よい)/回答数			
	H30目標値の設定理由	ニーズに応えた講座を開催することで、現在の高い評価を維持				
○	青少年補導委員による子どもに対する声かけ率	%	45.2	42.9	50.0	↗
		式	子どもに対する声かけ数÷青少年補導委員の巡回回数			
	H30目標値の設定理由	過去の実績より設定				
	野外活動指導者養成講座実施回数	回	5	10	10	↗
		式	実施回数			
	H30目標値の設定理由	過去の実績より設定				

### 主な部門別計画

■ 西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)【こども支援局:平成22年4月～平成27年3月】



# NO. 12 | 学校教育の充実

## 現状と課題

生涯学習の基礎教育機関である学校には、学ぶ意欲の低下や学力格差、いじめや不登校、規範意識の低下、生活習慣の乱れ、ネット社会の広がり子どもたちに与える弊害といった様々な問題がある中で、子どもたち一人ひとりが、時代や社会の変化に対応して、たくましく生きることができる力を育成することが求められています。

### ● 幼稚園について

- 他市と比べ、子育て世帯の割合が高い本市では、公私が連携して入園を希望する全ての幼児の受入と幼稚園教育の充実に努めてきました。今後、地域の幼児教育センターとしての幼稚園の役割を明確にし、子育て支援機能の更なる充実を図る必要があります。
- 公私立幼稚園間には保育料及び入園料の保護者負担格差が存在しており、公私間格差の是正が求められていることから就園奨励金の増額に取り組んできました。

### ● 小・中学校について

- 平成 19 年 4 月より、障害のある児童・生徒に対する教育については、これまでの障害児教育から、特別支援教育への転換が図られ、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、きめ細かな教育的支援を行うための体制の整備及び必要な取組みが急がれます。
- 新しい学習指導要領が完全実施され、「確かな学力」の定着をめざした教育課程の編成及び学力向上に向けたさらなる取組みが必要です。
- 教育情報化社会への対応として普通教室への校内 LAN の整備が終わり、児童・生徒用コンピュータの充実、Web 学習システムに係るソフトの活用を進めています。また、各学校へ校務支援システムを導入し業務の効率化を図ることで教職員が児童・生徒とふれ合う時間を増やすよう努めています。

### ● 高等学校について

- 平成 27 年度入学選抜から、公立高等学校の学区が拡大され、それに伴って複数志願選抜等の制度も変更されます。市立高等学校においてもこれまで以上に生徒の多様なニーズに対応できる魅力ある学校づくりが求められています。

## 基本方針

育ちや学びの連続性を踏まえ、「確かな学力の定着」「豊かな心の醸成」「健やかな体づくり」を基本に、子ども一人ひとりの発達に応じた学習環境の充実を図ります。

## 主要な施策展開

### (1) 幼稚園教育の充実

- ① 幼稚園が社会の変化に対応した子育て支援など、地域の幼児教育センターとしての役割を果たしながら、育ちや学びの連続性・一貫性を踏まえた幼児教育を提供するために、保育所や小学校との連携を促進した「協同的な学び」の充実を図ります。
- ② 幼稚園における保護者負担の公私間格差の是正に努め、市民に対してより広い就園の選択肢を提供します。

### (2) 小・中学校教育の充実

#### ① 確かな学力の定着

各教科については、基礎・基本を徹底し、基礎学力の向上を図ります。また、教科学習における発展的学習、総合的な学習の時間などを中心にした体験学習などを重視していきます。さらに、市独自の施策として、学力向

上アクションプラン、ALTや地域人材の積極的な活用、ICTを活用した授業改善や校務の効率化、Web学習システムに係るソフトの活用等の情報ネットワークの充実、学校のニーズに応じた学習支援として、学びの指導員の派遣等に努めていきます。

② **健やかな体の育成**

子どもたちが、生涯にわたって自分の健康を自分で保持増進することができるよう、楽しみながら体を動かす習慣や、基本的な生活習慣・食習慣の確立を図ります。

③ **豊かな心の育成**

いのちの尊さを理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを実感する心や他人を思いやる心を育み、実践意欲と態度を培う道徳教育・人権教育を推進します。また、ESD(持続発展教育)や食育などをおして感謝の心を育むとともに、自然学校やトライやる・ウィークなどの感動や充実感を味わえる活動を通じて、子どもたちの豊かな感性や社会性、協調性を育てていきます。

④ **いじめや不登校等への対応**

児童・生徒一人ひとりの内面理解を深めるとともに、スクールカウンセラーや関係機関・家庭・地域社会とも連携し、総合教育センターの教育相談や、学校復帰のための適応指導教室、在家庭学習支援システムなどの充実を努めます。また、児童発達支援センターの整備にあたって、スクーリングサポートセンターも併設し、相談体制の連続性を目指します。

⑤ **学校給食費の公会計化**

将来にわたり市が責任を持って学校給食を実施できるよう、保護者からの給食費を市の歳入として徴収し、市が直接、食材を調達します。市の責任で給食を実施することで、予算、決算、事務事業評価、監査等を通じて事務及び資金の流れを透明化します。また、給食費の口座振替を行う金融機関を各保護者が選択できるように利便性を向上させ、さらに学校事務の統一化と省力化を図り、教職員の事務負担の軽減に努めます。

(3) **高等学校教育の充実**

県立高等学校とも連携し、多様で柔軟な魅力ある学校づくりを進めます。とりわけ市立高等学校においては、生徒一人ひとりのニーズや進路に応じたカリキュラムの編成を行うとともに、教育活動を公開し、中学校の進路指導に資する「オープン・ハイスクール」などの取組みを進めます。

(4) **特別支援教育の推進**

障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育支援を行う特別支援教育を充実するために、個別の指導計画を作成し、特別支援教育支援員、専門医、教育相談員などで構成する「西宮専門家チーム」による支援を充実します。また、保護者に対し、特別支援教育についての啓発活動を進めます。

**市民一人ひとりの活動**

- **学校教育に関心を持ち、学校公開や行事に積極的に参加する。**

**まちづくり指標**

**指標の考え方**

基礎・基本の学力や豊かな感受性を育むため、児童期における読書活動を重点指標に位置付けて取組みを進めます。また、応用力や情報化社会に対応できる力の育成が重要であることから、授業中における情報機器の活用を推進するとともに、専門家チームによる特別支援教育の充実など、学びの質を高めます。

重点	指標名	単位	当初値(H19)	現状値(H24)	目標値(H30)	指標方向
◎	小学校図書館における児童一人当たりの年間貸出冊数	冊	40.8	52.8	<b>53.0</b>	➡
		式	西宮市蔵書管理システムを活用した一人当たりの年間貸出し冊数			
	H30目標値の設定理由		週1.5冊程度の本とのふれあいを目標に設定 1.5冊×35週≒53冊			
○	授業中にICTを活用して指導する能力	%	-	79.8	<b>100.0</b>	➡
		式	「教員のICT活用指導力のチェックリスト」の「授業中にICTを活用して指導する能力」で「できる」と答えた割合			
	H30目標値の設定理由		教員全員が授業中にICTを活用できることを目指します			
	西宮専門家チームによる相談事業	%	-	72.0	<b>100.0</b>	➡
		式	相談実施学校数/幼小中高全学校数			
	H30目標値の設定理由		幼小中高全学校での相談実施を目指します			

注) 本施策における「学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校をいいます。

基本計画各論

まちづくり編 / すこやか・はぐくみ

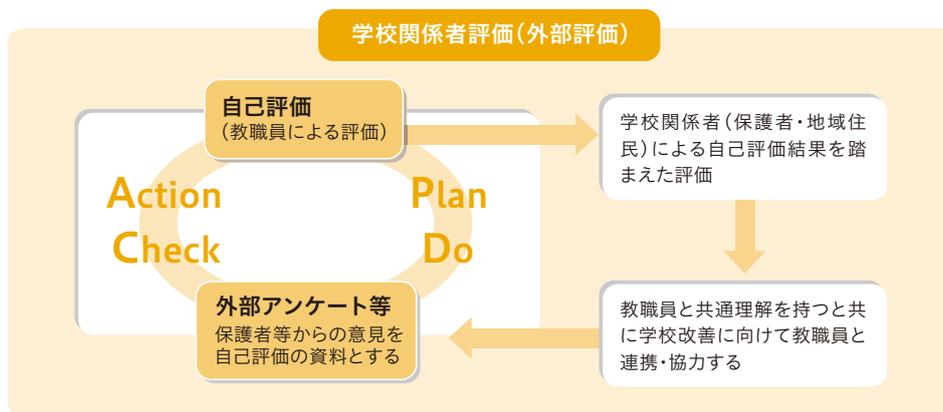


# NO. 13 | 信頼される学校づくり

## 現状と課題

これからの学校運営は、これまで以上に地域や保護者等と学校が連携していく必要があります。

- 平成 18 年 12 月に改正された教育基本法では、「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの教育基本法に掲げられてきた普遍的な理念を大切にしつつ、学校・家庭・地域が総がかりで教育を行うという新しい時代の教育の基本理念が明示されました。
- 平成 19 年に学校教育法等が一部改正され、学校評価を活用し学校運営の改善を図ること、さらに学校は、保護者等との連携協力を推進するため、学校運営の状況に関する情報を積極的に提供することなどが定められました。
- 今後とも児童・生徒数の状況に応じた、良好な教育環境の保全に努めていく必要があります。
- 全ての小・中学校に、学校評議員、学校関係者評価委員をはじめ、その他の学校関係者が、教育に関する情報発信及び啓発活動、学校評価、学校支援、その他学校の諸課題等を協議する教育連携協議会を組織しています。教育を取り巻く今日的課題に対応するには、学校がこれまで以上に積極的に家庭・地域に働きかけ、共に学校づくりを推進していくことが必要となっています。
- 近年、子どもを取り巻く痛ましい事件や事故が発生しており、子どもの安心・安全の確保が課題となっています。
- 教職員研修の重要性が高まる中、研修の拠点となる総合教育センターの建物が著しく老朽化しています。



### ■ 学校関係者評価の実施に係る調査結果

(平成24年度末現在)

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	
学校数	21	40	20	2	1	
実施又は実施予定	21	40	20	2	1	
内訳	公表又は公表予定	21	40	20	2	1
	公表予定はない	0	0	0	0	0
実施予定はない	0	0	0	0	0	

## 基本方針

学校運営状況の公開、教職員の指導力の向上、安心・安全な教育環境などを基本に、家庭・地域と連携し「信頼される学校づくり」を推進します。

## 主要な施策展開

### (1) 家庭・地域と共に歩む学校づくり

それぞれの学校が家庭、地域に対し、説明責任が果たせるよう、取組みの成果と課題、改善の方向性を示した経営方針を作成し、その公表に努めます。また、家庭、地域社会の意見が学校園経営にしっかり反映できるよう、教育連携協議会での熟議を核にして、保護者や地域の人々による学校美化や読書・体験活動への参加、総合的な学習における講師活動の取組みなどを進めます。

### (2) 教職員研修・研究活動の充実

教師一人ひとりの指導力の向上を図るため、総合教育センターを中心に、経験や職種に応じた教職員研修の充実を図ります。また、少人数授業や特別支援教育、生徒指導、学級経営などの諸課題に迅速に対応できるよう、実践交流を重視した研究への取組みを継続するとともに、ICTを利用した教育活動の活性化を支援できる体制整備に努めます。合わせて、新総合教育センターの整備に向けて取組みを進めます。

### (3) 安心・安全対策事業

校門の警備や校内巡視、また通学路や校区内の見守り活動、防犯活動等、子どもたちが地域や学校で、安心して安全な環境の中で生活できるよう、今後さらに、行政・学校と保護者や地域が一体となり、関係機関と連携した取組みを進めます。

### (4) 学校組織の確立・活性化

学校教育法の制度趣旨を踏まえ、教職員の増員を県に要請するなど、学校組織の確立と活性化を図り、市民・保護者から信頼される学校経営と学級経営をめざします。

### (5) 学校への支援体制の充実

学校だけでは対応が難しい諸問題に迅速かつ適切に対応するために、「学校問題解決支援チーム」を設置し、学校への支援体制の充実を図ります。

## 市民一人ひとりの活動

- 家庭・地域・学校の役割について認識するとともに、学校への支援活動として「ささえ事業」などに積極的に参加する。

### まちづくり指標

#### 指標の 考え方

家庭、地域とともに学校づくりを進めるため、「ささえ」(※)の登録者数の増加を重点指標に位置付けます。また、学校関係者評価の実施による効果、オープンスクールの実施に指標を設定し、取組みを進めます。  
※「ささえ」とは、保護者や地域のボランティアが、学校での子どもたちの教育活動や教育環境(図書館運営、花壇の整備、防犯・安全のための見守り活動等)を支える事業です。

重点	指標名	単位	当初値(H19)	現状値(H24)	目標値(H30)	指標方向
◎	「ささえ」の登録者数	人	7,644	7,661	10,000	↗
		式	-			
	H30目標値の設定理由	一校あたり40人程度の支援拡大を期待し設定				
○	学校関係者評価の実施による効果	%	-	90.5	100.0	↗
		式	学校関係者評価の実施が地域の連携協力に基づく学校づくりに効果があると答えた学校数/全学校数			
	H30目標値の設定理由	地域と学校の更なる連携の深まりを期待し設定				
	オープンスクールの実施延べ日数	日数	-	310	610	↗
		式	1校10日間×61校園			
	H30目標値の設定理由	全ての小・中・特別支援学校で、10日間の公開を期待し設定				

注) 本施策における「学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校をいいます。



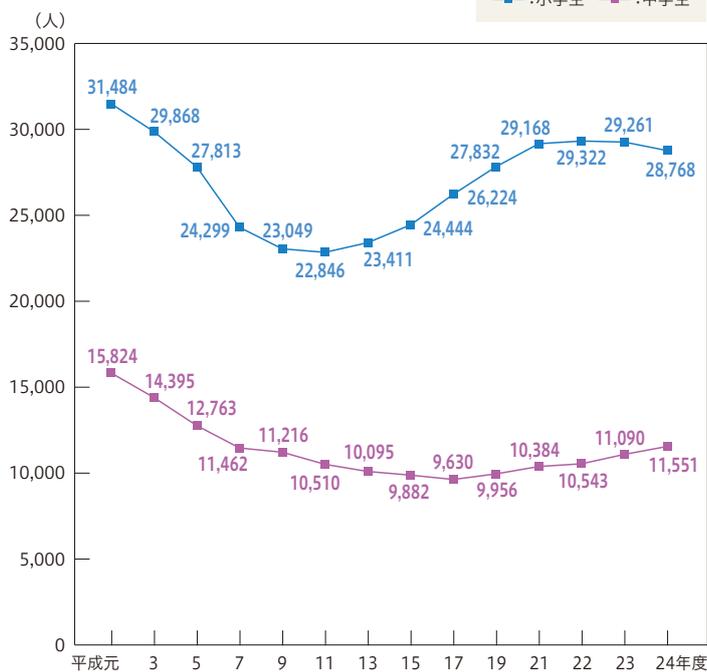
# NO. 14 計画的・効率的な 学校施設運営

## 現状と課題

子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、教室不足や築年数の経過による建物の老朽化などの問題を早急に解決していく必要があります。

- 本市の市立小・中学校の児童・生徒数は、阪神・淡路大震災後、小学校では平成 10 年度に 22,819 人、中学校では平成 17 年度に 9,630 人まで減少しましたが、平成 19 年度には小学生 27,832 人、中学生 9,956 人まで回復し、小学校では震災前を上回るまで増加し、平成 24 年度で小学生 28,768 人、中学生は 11,551 人となっています。なお、小学校における 35 人学級の実施もあり、急増している地域では教室不足が深刻な問題になっている反面、小規模化が進行している学校も生じています。
- 文部科学省では、平成 23 年 5 月に「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」を改正し、公立学校施設の耐震化について、平成 27 年度までのできるだけ早い時期に完了させるという目標を打ち出しました。
- 老朽化した学校施設の改善が大きな課題であり、昭和 10 年代に建設された校舎の改築は完了しましたが、今後、昭和 20 年代・30 年代建設の老朽校舎も数多くあるため、中長期の整備計画が必要となっています。また、空調や電気設備の整備・更新、施設のバリアフリー化など、学校施設の充実が求められています。

■ 西宮市立小・中学校の児童・生徒数の推移



高須小学校エレベーター設置 (平成 23 年度)



夙川小学校校舎改築 (平成 24 年度)

## 基本方針

子どもたちが、安全に安心して学校生活を送ることができるよう、教育環境の整備充実を推進していきます。

## 主要な施策展開

### (1) 児童急増対策

良好な教育環境を保全するため、受入が困難な学校区においては、「教育環境保全のための住宅開発抑制に関する指導要綱」に基づく住宅開発の抑制指導に継続して取り組むとともに、教室不足問題に対しては、仮設教室の設置や校舎等の増改築事業を進めていきます。

また、高木小学校区内の児童急増に対応するため、校区内に新設校の整備を進めます。

### (2) 学校施設の耐震化

耐震化が必要な施設については、「学校施設耐震化推進計画」に基づき耐震化を進めており、耐震補強工事により耐震化を図るものについては完了しましたが、建替えにより対応するものについては、引き続き、耐震化を進めます。

### (3) 学校施設整備

定期的に学校施設や設備を点検し、その安全管理を図るとともに、老朽対策や衛生対策として、校舎、トイレ等の改修や設備の更新を年次的に進めます。西宮養護学校をはじめとした老朽化した学校施設の建替えについては、優先度の高い学校から検討を始めます。また、エレベーターの設置等、施設のバリアフリー化や、小・中学校の普通教室の空調設備の整備を進めます。

## 市民一人ひとりの活動

- 子どもたちが、安全に安心して学校生活を送れるよう、学校と地域の市民一人ひとりが連携して校区内の見守り活動に参加する。

## まちづくり指標

### 指標の考え方

学校施設は、児童・生徒の学習・生活の場であり、教育環境として重要な意義を持つとともに、災害時には、地域の避難場所としての機能を有することから、学校施設の耐震化を重点指標に位置付けます。また、エレベーターや空調設備の設置に計画的に取り組めます。

重点	指標名	単位	当初値(H19)	現状値(H24)	目標値(H30)	指標方向
◎	学校施設の耐震化	%	51.4	86.1	100.0	↑
		式	耐震化の必要な棟÷全棟数			
	H30目標値の設定理由	市立学校で耐震化の必要なすべての棟について耐震化をめざします				
○	学校へのエレベーター設置	%	44.6	73.0	100.0	↑
		式	設置数÷学校数(幼稚園を除く)			
	H30目標値の設定理由	市立のすべての学校にエレベーターの設置をめざします				
	小・中学校の普通教室への空調設備の設置	%	26.4	33.1	100.0	↑
		式	設置普通教室数÷小・中学校全普通教室数			
	H30目標値の設定理由	小・中学校の全ての普通教室への空調設備設置をめざします				

注) 本施策における「学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校をいいます。